

法令：中華人民共和国専利法修正草案 (意見募集稿) に関する説明

2015年4月1日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「中華人民共和国専利法改正草案
(意見募集稿)」に関する説明

一. 専利法改正の必要性

中国の経済社会の急速な発展に伴い、知的財産権の保護の強化、自主イノベーション能力の向上は、経済発展方式の転換を加速化し、イノベーションによる発展戦略の実施を行う上での内在的要求となっている。中国共産党第18次全国代表大会において、「知的財産権戦略の実施、知的財産権保護の強化」が明確に提示され、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議においては「知的財産権の活用と保護の強化、技術イノベーション奨励メカニズムの健全化」が強調された。中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議においては「依法治国（法に基づいて国を治める）を全面的に推進」「イノベーションに係る財産権制度、知的財産権保護制度と科学技術の成果の転換を促す体制メカニズムの充実化」が提示され、新たな態勢の下、専利業務はより新しく、より高いレベルでの任務と要求に直面している。

ここ数年、中国の専利保護は、着実かつ効果的な業務を展開しており、世界が認める成果と進展を得てきた。しかし、科学技術の発展と市場競争の加速化に伴い、専利保護領域における新たな問題、新たな矛盾も常に現れている。「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の取締り」に関する特別行動の実施において、中国では、現在、専利権侵害現象は普遍的に存在しており、とりわけ専利権の集団的侵害、繰り返し侵害は深刻であり、それに専利権の無形性と権利侵害行為の隠匿も加わり、専利権擁護のための挙証が難しく、周期が長く、高コストで賠償金額が低く、効果も低いため、中国のイノベーション型企業は大変苦しい立場に立たされていることが見て取れる。これらの企業は、イノベーションにより利益を得ることが難しいほか、市場競争の中で優位な地位を得ることも難しくなっている。専利保護の力不足により、中国の企業のイノベーションに係る積極性をく

じき、ひいては一部企業の専利保護に対する信頼喪失を招いている。

2014年、全国人民代表大会では、専利法の法執行検査業務が行われ、専利法実施における以下の際立った問題が指摘された。専利の品質は総体的に低い水準にあり、経済と社会の発展のニーズに適応できていない。権利侵害行為は時として発生しており、専利保護の実質的効果とイノベーション主体が持つ期待度との間に大きな差が生じている。専利の活用能力が足りなく、専利の市場価格が十分に反映されていない。専利の公共と社会的役務提供能力は強くなく、急成長する社会ニーズとの間に比較的大きな差が存在している。専利法の法執行検査報告では、専利法改正は今期の全国人民代表大会の5ヶ年立法計画の一類プログラム（注：条件が比較的整っており、今期の任期中に審議に付することが予定される立法プログラムをいう。）として組み込まれた。さらに、今回の法執行検査において、国務院の関連部門、最高人民法院と各地方政府が専利法に対しての具体的な改正意見を提示し、専利法など関連法改正時には重点的に考慮するとともに、法律間の一貫性と整合性を重要視することで、専利法がイノベーション型国家建設においてより大きな役割を果たせるようにすることが提案された。

党中央と国務院の関連文書の精神を着実に実行に移すため、全国人民代表大会常務委員による法執行検査で指摘された中国の専利の保護と活用における際立った問題点を解決し、専利権者の合法的權益を確実に維持し、イノベーション主体の専利保護への確信を増し、社会全体のイノベーション力を十分にかき立て、専利水準の向上、法執行力の強化、専利保護の強化、専利活用の促進などの面から、「中華人民共和国専利法」（以下、「専利法」という）に対して、第4回改正を全面的に行う必要性がある。

二. 関連準備作業

「知的財産権保護侵害と模倣品・粗悪品の製造と販売の取締り」特別行動実施の終了後、国務院は、2011年11月に「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の取締りの更なる推進に関する意見」を公布した。同意見では、「健全かつ長期的効果のあるメ

カニズムの構築のために、関連法令と規章の改正を検討し、処罰の度合いを高め、法に基づき権利侵害及び模倣品・粗悪品の効果的な取締りに、法制度面からの強力な裏付けを提供する」と指摘している。その後、専利法の改正は2012年の国務院立法作業計画に盛り込まれた。国務院の手配を迅速に具体的実施に移すため、当局は2011年11月に専利法特別改正の準備作業が始動した。

2012年1月より、当局は、北京、浙江、江蘇、湖南、広東等で実地調査を相前後して行い、また関連するシンポジウム、座談会を幾度にわたり行った。この他、全国各省(区、市)の知的財産権局も現地で調査を行った。調査で反映された問題と収集した提案に基づき、当局は2012年6月中旬に専利法改正草案(意見募集稿)を検討、作成し、専門家による論証会、パブリックコメントの会議や典型的事例をめぐるシンポジウムを相前後して開催し、司法裁判官、行政法執行、企業の知的財産権管理担当者、及び専門家、研究者が検討、論証を行い、政府のオフィシャルサイトで改正案の意見募集稿及びその説明を公開した。その後、各方面の意見を十分に考慮した上で、当局は2012年11月末に書面にて、中国共産党中央宣伝部、中央機構編制委員会弁公室、最高人民法院など25の関連部門、立法機関と司法機関に意見を求め、「中華人民共和國専利法改正草案(送審稿)」を作成し、2013年1月に国務院に報告した。

2013年から2014年にかけて、国務院法制弁公室は、改正草案(送審稿)に対して、意見の募集を行い、企業の座談会や専門家による論証会を開催し、専門的な調査を実施した。この期間、中国の経済・社会発展には新たな変化が生まれ、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議と中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議では、知的財産権制度の充実化に対して更に高い要件が出された。2014年上半期、全国人民代表大会常務委員会は専利法執行検査作業を行い、専利法改正に対して多方面から具体的な意見を提示した。これを受け、専利法改正草案(送審稿)を基に、改正案のより多くの補充と充実化を行うために、専利法の4回目となる全面的改正が必要となった。

中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議の要求事項を着実に実行に移すため、専利法執行検査報告と審議意見の提案に基づき、当局は2014年下半期に、4回目となる専利法の全面改正の検討準備作業が始動し、11点について専門的な検討を行い、専利法を全面的に整理し、司法実践における際立った問題に対して、より一層の改正提案を補充し、充実化を図り、現在の専利法改正草案（意見募集稿）（以下、「草案」という）を作成した。

三. 方針理念

今回の専利法改正の方針理念は、中国の特色ある社会主義という偉大なる旗を高く掲げ、鄧小平理論と「三つの代表」という重要思想、科学的発展観を指導とし、中国共産党第18次全国代表大会及び中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議の方針を全面的かつ徹底的に着実に実行に移し、党と国家の活動大局をしっかりと捉え、知的財産権強国の建設を目標に、国情に立脚し、世界に目を向け、中国の専利法実施における際立った問題に対して、目的性のある解決方法を提案し、イノベーションを行う者の合法的權益を保護し、専利の実施と活用を促し、社会全体のイノベーション力を十分にかき立て、経済と科学技術体制改革の深化、経済発展方式の転換、イノベーション型国家の建設、イノベーションによる発展戦略の実施に法的裏付けを提供する。

四. 主な改正内容

草案では、実質的な改正が条文で計30条、その内、現行の条文の修正が18条、新規追加が11条、削除が1条、また、新たに「専利の実施と活用」という一章を追加した。この他、適応度の文字修正あるいは調整の条文が2条ある。

主な内容には、以下が含まれる。

（一）専利の保護に力を入れ、権利者の合法權益を維持する

中国の特色ある専利保護制度を更に充実化させ、専利保護の強化、法執行力の強化をめ

ぐり、専利権者が普遍的に反映している挙証の難しさ、周期の長さ、高コストで賠償金額の低さ、効果の低さなどの問題に対して、関連の施策を講じ、専利権侵害を取締り長期的効果のあるメカニズムを構築し、健全化を図り、専利行政法執行と司法による保護の効果的な提携を促し、法執行効率の向上を図り、専利権の擁護コストを引き下げ、公正かつ公平で、規範化され透明性のある法治環境と市場環境を作り出す。主な提案としては、以下の内容が含まれる。専利権擁護における「挙証の難しさ」の問題解決に対し、関連の証拠規則の充実化を図る。専利権擁護の「周期の長さ」の問題に対しては、行政の調停調書の効力を明確にし、無効審判請求の審査決定は迅速に公告することを規定する。専利権擁護の「賠償金額の低さ」の問題に対しては、故意による権利侵害に対する懲罰的損害賠償制度を設ける。専利権擁護の「コスト高、効果の低さ」に関しては、模倣品・粗悪品に係る処罰の度合いを高め、行政法執行方法の充実化を図り、権利の集団的侵害、繰り返し侵害行為に関する行政処分及びネットの権利侵害の制止に規定を設ける。

(二) 専利の実施と活用の促進により、専利の価値を実現する

職務発明制度の充実化を図り、専利の創造、管理、活用における際立った問題を解決し、市場ニーズをもって導く専利技術の転化メカニズムを健全化し、より改善し、イノベーションを起こし、専利の実施と活用を推進する。主な改正意見としては、発明者、考案者の積極性を十分に引き出し、技術のイノベーションを促すために、当該の機関の物的技術条件を用いて完成された発明創造の所有権の帰属は、取り決め優先の原則が適用されるように規定する。国が設立した研究機関、高等教育機関における専利技術の事業化率の低さの問題解決を図るために、所属機関が職務発明創造の実施を怠っている状況下においては、発明者又は考案者は、所属する機関との協議に基づき独自で実施し、かつ相応の利益を得ることを許可する。専利の実施許諾の需給情報の不均衡といった問題を解決するため、外国の経験を参照し、開放専利制度を導入し、専利の実施許諾コストの低減を図る。規格と専利の間の関係をうまく処理し、専利権者が国家規格の制定に参加した過程において、専

利権を不当に行使し公共利益への損害を防止するために、規格必須専利の実施を黙示的に許諾する制度を規定する。専利の質権行為を規範化するために、専利の質権設定登記及び質権者の権益に関しては、明確な規定を設ける。専利権の濫用防止に資する原則的な規定を追加する、などが含まれている。

(三) 法に基づく政府機能の決定を図り、サービス型政府を構築する

依法治国（法に基づいて国を治める）、法に基づく機能の決定の要件を踏まえ、国と地方の専利行政部門の機能と役割分担を明確にし、政府部門の機能の転換を促し、専利行政部門の行政許認可、行政許可事項及び行政法執行の権限を明確に規定し、専利行政部門が専利情報公共サービスの提供、専利の活用促進などの面における機能を強調する。

(四) 専利審査制度の充実化を図り、専利水準を高める

中国の経済発展とイノベーションのニーズに適応させ、世界の発展趨勢とを結び付け、専利の保護範囲を適度に拡大し、部分意匠に対する保護を明確にし、飼育動物の疾病診断及び治療方法が得ている専利の保護に対する制限を取り消す。出願者の利便性向上への寄与の点と専利水準の向上の点から、専利出願、審査、不服審判及び無効手続の最適化を図り、意匠の国内優先権制度を追加し、優先権に関連する要件の規定を整備し、専利の不服審判及び無効審判審査手続の審査原則を明確化する。意匠権の保護期間を延長する。

(五) 専利代理に係る法制度の充実化を図り、知的財産権サービス業の健全なる発展を促す

実践的な発展ニーズに基づき、専利代理に係る法制度のより一層の改善を行い、専利代理師、専利代理機関の開業基本準則を規定し、専利代理業界の自律型組織の法的位置づけを明確化し、「闇代理」行為を制止し、合法的経営、信義誠実で、秩序だった競争に資する法的環境を作り出す。専利行政部門が持つ専利情報市場化サービスと専利運営活動の奨励・規範化における責任を明確し、市場化、専門化、国際化に対応した専利情報サービス機関の形成、育成を積極的に行い、イノベーション主体に、専利戦略計画、専利分析の事

前警告、海外での権利擁護などの高次元のサービスを提供する。

五. 草案に関する簡約な逐条説明

(一) 第二条に関する説明

経済社会の発展に伴い、製品の競争力向上における製品の意匠の役割は日増しに顕著になってきている。中国の企業の設計能力は常に向上し続けており、ベビーカーなどの分野の設計は既に国際的水準に至っている。製品のデザインがより精巧になるに従い、部分のデザインイノベーションも段階的に製品の意匠の重要な表現方法となり、多くの国では製品の部分意匠に対して保護を行っている。しかし、中国の現行専利法では意匠の全体に対して保護を加えているが、部分意匠のイノベーションは、簡単な寄せ集め、入替えなどの方法で模倣することができ、効果的に保護し難く、中国のデザイン産業におけるイノベーションの健全な発展の奨励には不利である。このため、イノベーション主体の部分意匠の保護要件を満たし、国際意匠制度の発展趨勢に順応するため、製品の部分に対して行われる意匠も専利法の保護範囲とすることを提案する。

(二) 第三条に関する説明

1. 国務院専利行政部門に関する職責

中国共産党第18次全国代表大会、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議と中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議、及び中央経済活動会議の方針を着実に実行に移すため、依法治国（法に基づいて国を治める）、依法行政（法に基づいて行政を行う）を推進し、関連立法及び「三定（職責、機構、人事）」規定における関連表現を参照として、国務院専利行政部門が全国の専利行政を管轄することを基に、以下の職責を明記することを提案する。

(1) 専利に関する市場の監督管理に対する責任

中国の専利活用水準の向上に伴い、専利市場は日増しに活発になっており、専利活用方法も日を追うごとに多元化してきている。専利市場の規範化、専利権の厳格な保護に対す

る企業からの声は日増しに高くなっている。国務院専利行政部門は、専利業界の秩序を規範化し、専利技術取引の規範化に関する政策施策を立案し、関連部門とともに、専利の無形資産評価を指導、規範化するなど、専利市場の監督管理などの重要な職責を有し、それを専利法で明確にする必要がある。

(2) 重大な影響を及ぼした専利権侵害と専利詐称行為の取締り

国務院専利行政部門は、全国の専利行政を管轄し、地方の知的財産権行政法執行を指導する重要な機能を担っているが、それ自身は法執行の主体ではなく、行政法執行の実践と経験は乏しく、各地方の知識産権局に対し、その業務展開をより良く指導するには不利である。専利権侵害紛争には、権利の集団的侵害、多地域に跨がる侵害行為など複雑なケースが多く存在し、一部地方の知識産権局が省区市を跨がった紛争案件を処理することには一定の困難を伴う。一方、重大な影響を及ぼした専利権侵害案件に関しては、地方の知識産権局が処理を行うのは往々にして意余って力不足であり、国務院の専利行政部門が采配を振るい取締りを行うのが適している。このため、専利法において、重大な影響を及ぼした専利案件に対する国務院専利行政部門の行政法執行における機能を明記することを提案する。

(3) 専利情報公共サービス体系の構築と専利情報伝達と利用の促進に対する責任

専利制度の2つの基本機能は、1つ目が専利権の付与と保護、2つ目が専利情報の公開と利用である。2014年全国人民代表大会常務委員会法執行検査報告では、「専利の管理と公共サービス体系の構築の強化、専利情報公共サービス能力と知的財産権の総合サービス能力の向上」が提案されている。依法行政（法に基づき行政を行う）という要件と全国人民代表大会常務委員会法執行検査報告の提案を着実に実行に移し、サービス型政府を構築するためには、専利法において、専利情報の公共サービス体系の構築と専利情報の伝達と利用においての国務院専利行政部門の職責を明確にする必要がある。

(4) 専利代理師の資格付与と専利代理機構の許認可を法に基づき行う

専利代理制度は、専利制度の重要な構成部分であるが、専利代理機構と専利代理師に関する2項目の行政許可は「専利代理条例」だけで規定されていて、法的レベルは低く、専利代理業界の健全なる発展には不利である。このため、専利法において、専利代理師と専利代理機構に対する国務院行政部門の行政許認可に関する職責を明記することを提案する。また、業界の自主規制強化と専利代理業界の社会的認知度の向上のため、「専利代理条例」改正との整合を図り、「専利代理師」の呼称を採り入れることを提案する。

2. 地方専利行政部門に関する職責

現行の専利法では、地方知識産権局をおおまかに「専利事務管理部門」と表現しており、各地方局の法的位置づけと組織の性質にはかなり大きな差があり、専利行政法執行の効果に影響を及ぼしており、地方の専利管理作業の実際的的要求事項とは著しくかけ離れている。商標法と著作権法では、地方政府部門においては「行政管理部門」の記述が採用されている。このため、専利法においては、「地方人民政府専利行政部門」の記述を採用し、地方知識産権局の法的位置づけを明確にすることを提案する。

現行の専利法では、「省、自治区、直轄市の人民政府が専利事務を管理する部門」のみとしている。司法実践においては、一部の県級人民政府も既に専利管理部門（知識産権局）を立ち上げ、多くの作業を行っている。また、省、区を設けている市の二つのレベルの知識産権局だけが専利の行政法執行を行っていることは、実質的なニーズに添えていくにはほど遠い。県級の知的財産権部門は、管理の第一線にあり、市場主体に近く、それが専利の法執行を行うことは、専利の違法行為を見つけ、直ちに取締りことに資するものであるため、専利法では、「県級以上の地方人民政府専利行政部門」と明記することを提案する。

現在、地方の知識産権局の職責は少なくとも以下の3項が含まれる。1つ目は、専利行政法執行と専利代理業界の監督管理を主な内容とする法執行の機能。2つ目は、地方の専利政策の制定、専利活動発展計画の編成、及び専利活動体系の構築を主な内容とする専利行政管理の機能。3つ目は、重要な経済・科学技術活動への専利評議、専利知識の啓発・

普及、専利情報プラットフォームの構築、専利の活用と実施の促進を主な内容とする専利公共サービスの機能。専利法においては、「専利管理作業」を改め、「専利作業」とし、その「専利行政法執行の実施、専利権侵害と専利詐称行為の取締り、専利公共サービスの提供」といった職責を明確に規定することを提案する。

(三) 第六条に関する説明

本条の改正は主に2点ある。1つ目は、職務発明創造の範囲を改めて区分けする。「所属機関の職務遂行によって完成した発明創造」のみを職務発明創造とし、「所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造」は職務発明創造と規定しないようにする。2つ目は、「所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造」の権利帰属を明確にし、双方がその権利帰属に取り決めを設けた場合、その取り決めに従う。取り決めがない場合、専利出願の権利が発明者又は考案者に属することを規定している。

本条の改正は、主に以下の点を考慮したものである。1つ目に、「人は科学技術イノベーションの最たる重要な要素」であり、財産権制度を十分に生かして発明者のイノベーションの意欲を引き出すことである。所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造に関しては、権利の帰属において、所属機関と発明者との間に更に大きな自主的可能性を残し、取り決めがない場合、専利出願の権利が発明者又は考案者に属するとした。2つ目に、現行の第六条第一項及び第三項規定には、矛盾が生じるおそれがあり、実践では第三項にいう「利用」には「主な利用」の状況が含まれるか含まれないかについて異なる理解が存在し、それらを解消することである。3つ目は、機関内部の知的財産権管理制度の充実化を促し、所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造の権利の帰属を事前に規定しておくことで、紛争の発生を防止することである。4つ目は、2014年12月に国務院が公布した「国家の重要な科学研究インフラ施設と大型科学研究計器の社会に向けた開放に関する意見」の要求事項を着実に実行に移し、国家の重要な科学研究インフラ施設と大型科学研究計器を社会に開放することを促進し、科学技術資源の利用効率をよ

り一層向上し、発明者が研究機関の物質・技術条件を十分に利用し、研究開発活動を行うために、より充実した法的環境を整備することである。

（四）第十四条（追加条項1）に関する説明

専利権は法律が賦与するある種の独占権であるが、専利権の行使は、いかなる制限も受けないというわけではない。専利権の行使は信義誠実の原則を遵守すべきであり、法律の許す範囲内で、法律の許す方法を以て行われる。専利権の濫用は公共利益を損ない、技術進歩を妨げる行為であるため、専利法及びその他の法令の規制を受けなければならない。現行の専利法では、専利権行使に対して制限を行う制度、強制許諾、権利侵害と見なさない規定などが含まれているが、上記の規定を統率する基本原則が欠けており、人民法院が案件を審理する場合や行政機関が関連の下位規範を制定する場合、十分な法的根拠が欠けているといった現象を引き起こしている。著作権法、商標法などの関連する知的財産権の法律、及び WTO・TRIPS 協定のいずれも、権利行使の基本原則が規定されている。このため、専利法において、原則的な条項の追加が必要であり、専利権濫用を規制し、専利権者の利益と社会の公共利益の均衡化を取る基本的立場を体现する必要がある。草案では、その他の法律の規定を参照にし、「専利権の行使にあたって、信義誠実の原則を守り、公共の利益を損害してはならない。競争を不当に排除、制限してはならない。技術の進歩を阻害してはならない」とする規定を総則に追加することを提案する。

（五）第十六条に関する説明

現行の専利法第十六条の規定に基づき、発明者又は考案者に報奨と報酬を与える主体は「専利権を付与される機関」である。司法実践においては、一部の機関は専利出願の前に、職務発明創造をその他の機関に譲渡し、その者が専利出願を行っている。このような状況下では、「専利権を付与される機関」が発明者又は考案者が所属する機関とはならず、譲受機関となる。既に譲渡費用を支払った機関が発明者又は考案者に報奨と報酬を与えることを求めるのは、既に合理性がない。このため、草案では、この条項を改正し、発明者又

は考案者に報奨と報酬を与える主体は、専利権を付与される発明者又は考案者が所属する機関であると規定する。

この他、草案の第六条第四項の規定に基づき、「所属機関の物質・技術条件を利用して完成した発明創造」に対しては、職務発明又は非職務発明であるかは、定義しない。もし、双方の取り決めに基づき、当該の発明創造について専利出願権利が機関に属するものである場合、発明者又は考案者は相応の報奨と報酬を得る権利を有するべきである。しかし、このような状況下において、発明者又は考案者は職務発明創造に関わる規定に基づき報奨と報酬を直接得ることはできない。発明者又は考案者の合法的權益を保障するために、草案では、第十六条に一項目を追加し、発明創造について専利出願の権利が所属機関に属すると取り決めた場合、所属機関は第十六条の第一項の定めに基づき、発明者又は考案者に報奨と報酬を与えなければならないと規定した。

(六) 第十九条に関する説明

1. 専利代理機関の委託に関する規定

現行の専利法は、中国に経常的居所又は営業所を有しない外国の出願者は、中国の専利代理機関に委託し、専利事務の手続を行わなければならないと規定している。司法実践においては、出願者、特に中小企業の場合、専利出願前に適切な代理機関を迅速に選択し、関連する委託手続を行うことは難しく、より早く出願日を得ることが難しいため、専利権の取得にも影響を及ぼしている。また、専利費用の納付や先の出願に係る出願書類の謄本の提出等、純粋な手続事務に関しても、専利代理機関に委託しなければならないといった要件は、出願者に一定の負担となっている。

ここ数年来は、2005年に発効した「特許法条約」、世界知的所有権機関の加盟国が検討している「意匠法条約」、及び米国と欧州などの特許制度でも、特許出願手続においては、出願者に対するゆとりがあり、プラスになる傾向となっている。出願者の利益をより良く維持するために、互惠原則の基礎の下、中国の企業が海外で出願を行う際により有

利な制度環境を作り出す一方、国際規則の発展趨勢に順応し、専利法では、外国の出願者は「規定に基づき」中国の専利代理機構に委託しなければならないと原則的な規定を設け、専利法実施細則において委託に関する具体的な要件、例外状況及び満たすべき条件などを更に明確に規定することを提案する。

2. 専利代理師に関する規定

現行の専利法は、専利代理機構の義務と責任に対してのみ規定を設けており、専利代理師に係る義務と責任の規定は欠けている。本条第三項で、専利代理師も「法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。この他、草案の第三条と「専利代理条例」の改正を一致させるために、統一的に「専利弁理師」の呼称を採用することを提案する。

(七) 第二十条に関する説明

現行の専利法は、中国の機関又は個人が中華人民共和国の加盟する関連の国際条約に基づき、専利の国際出願について原則的な規定を設けている。その内、「専利の国際出願」は通常、「特許協力条約 (PCT)」を通じて提出される国際出願だけを指すものであると理解されている。ここ数年、企業の「海外展開」戦略の実施に伴い、中国の企業が外国で意匠保護を得る需要が顕著に増加している。中国の企業が、外国で意匠保護が受けられるように利便性を図るため、中国は「工業意匠の国際登録に関するハーグ協定」(以下、「ハーグ協定」という)の加盟準備を始めている。中国がハーグ協定などの知的財産権の国際条約に加盟する可能性を考えて、この条項の「専利の国際出願」を更に上位概念である「国際出願」と改めることを提案する。

ハーグ協定と「特許協力条約」はいずれも、出願者が他国において出願に利便性を図る上での手続的な条約であり、直接的には権利の付与は行われていないが、両者には一定の違いも存在する。ハーグ協定においては、審査制度を有する締約国に対して、その審査局

が審査の責任を担い、審査局は審査を経て、意匠の国際登録が拒絶の状況がないと認めれば、それは自国が付与している意匠と同等の効力を発揮し、関連の保護を受けることとなる。正確な表現にするため、本条項では、出願者は中国が加盟する国際条約に基づき国際出願を行うことができるだけでなく、関連する保護も受けられると明確にすることを提案する。

(八) 第二十一条に関する説明

ここ数年、国務院専利行政部門は多くのサービスシステムを相次いで実施し、専利情報のオンライン検索を提供している。しかし、専利情報公共サービスへの社会の各方面のニーズは依然として高まりつつあり、特に専利情報の基礎データの大量ダウンロードを希望している。2014年全国人民代表大会常務委員会による法執行検査報告では、「専利の基礎情報資源の開放はまだ不十分であり、高品質の専利基礎データプラットフォームの構築の立ち後れ」などの問題が指摘されたため、専利基礎情報資源の開放と利用の推進を提案する。現行の専利法が規定する国務院専利行政部門が、専利情報を包括的、正確かつ速やかに発表する職責をより着実に実行に移し、政府の情報開示を推し進め、高品質な専利情報公共サービスを提供するために、国務院専利行政部門が「専利情報の基礎データの提供」の職責を追加することを提案する。

(九) 第二十五条に関する説明

現行の専利法の規定に基づき、人と動物の疾病診断及び治療方法は、専利権を付与しないテーマに属する。30年にわたり、中国の水産養殖業と家畜飼育業の急速な発展に伴い、この2つの領域の科学技術イノベーション水準は常に向上している。2014年と2015年中央1号公文書はいずれも、家畜の規模化飼育と水産業の健全なる養殖を大々的に行っていくとしている。水産、家畜などに係る養殖・飼育動物の疾病診断及び治療方法に対して専利保護を与えるべきとの産業界からの声は日増しに高まっている。司法実践においては、米国、豪州、日本、韓国、カナダ、ニュージーランドなどの国は、動物の疾病診断

及び治療方法のすべて、あるいは一部を専利保護対象に組み入れている。欧州では、審査中において徐々に寛容的な態度を取るようになった。動物の飼育・養殖産業のイノベーションと発展を奨励し、国際専利制度の発展趨勢に順応するために、飼育・養殖動物の疾病と治療に及ぶ方法は専利保護を与えることを提案する。

(十) 第二十九条に関する説明

現行の専利法に基づき、本国優先権制度は発明と実用新案の出願にのみ適用されている。司法実践においては、類似意匠の合案出願の規定により、出願者が外国で初めて意匠を出願した後、外国の優先権主張を通して、中国に類似意匠の合案出願を提出することができる。しかし、本国優先権は意匠の出願には適応されず、出願者は中国で意匠の出願後、それと類似する意匠を再び提出することになり、国内優先権を主張することはできず、またこの合案に基づき、国内と外国の出願の権利も同等ではないといった問題を招いている。もう一方で、中国は部分意匠の保護制度の確立以後、製品の全体デザインと部分デザインの転換要求が現れている。意匠の本国優先権制度がなければ、外国の優先権に基づき、実現しやすい全体デザインと部分デザインとの間での転換は、国内出願においては実現しにくく、同様に国内と外国の出願者との間での権利の不平等の問題が存在する。このため、意匠の本国優先権制度の追加を提案する。

(十一) 第三十条に関する説明

現行の専利法は出願者が優先権の要求を提示する時間、及び先の出願に係る出願書類の謄本の提出期間と方法に比較的厳格な規定が設けられている。司法実践においては、出願者は、上記の要件を満たしていないため実体的権利の喪失の状況が時として発生しており、救済の機会を与える必要がある。ここ数年は、「特許法条約」、「特許協力条約実施細則」、及び米国、ドイツなどの特許制度においては、期間に対する要件は、出願者の補正や優先権請求の機会を増やしたり、規定期間内において優先権の回復請求を行うことができると、出願者にはよりゆとりを与えている。

出願者の利益を保護し、国際規則の発展趨勢に順応するために、優先権の主張を伴う手続の手続的要件を適切に緩和し、専利法においては、出願者が優先権を主張するときに履行すべき主な手続及び関連する法的結果を明確に規定することを提案する。また、専利法実施細則の改正を通じて、出願者が指定期間内において、補正し、優先権の追加と回復を行うことを許可し、先の出願に係る出願書類の謄本の提出期間と形式要件を緩和する

(十二) 第四十一条に関する説明

専利の不服審判手続は、当事者が始動した行政機関独自の監督メカニズムである。専利法では特別に設けられた専利復審委員会が専利の権利確定機関であり、不服審判過程においては、当事者の請求に基づき専利出願の拒絶査定に対し審査を行う際、出願拒絶の中で指摘されていない明らかな実質的瑕疵などが見つかる場合もある。専利の権利付与水準を保証し、審査効率を向上し、手続の繰り返しによって非合理的に許認可の時間が引き延ばされることを避けるために、専利法において、専利復審委員会は当事者が不服審判請求で提出した理由と証拠に対して審査を行う以外に、必要に応じて、専利出願が専利法の関連規定のその他の事由に合致するか否かを審査することもでき、専利法実施細則において適用の具体的状況を明確にすることを提案する。

(十三) 第四十二条に関する説明

ここ数年、自主イノベーション能力の向上、産業構造の最適化の促進、経済発展方式の転換におけるデザインとイノベーションの役割は、ますます顕著になってきた。現在のところ、中国の意匠出願件数は大幅に上昇し、世界トップとなり、意匠保護の声も日増しに強くなってきている。しかし、多くの国（発展途上国も含む）と比べても、中国の現行の専利法の意匠権に対する10年という保護期間は依然として短いものである。また、企業の「海外展開」戦略の実施に伴い、中国の企業が外国で意匠権の保護を得る需要も顕著に増加している。例えば、2008年から2012年において、欧州共同体商標（CTM）と登録欧州共同体意匠（RCD）が受理した中国からの意匠件数は毎年1,000件を超えている。

中国の企業の海外での利便性、迅速性、経済性をもって意匠保護を受けられるように、そして国際市場の開拓と国際競争力の向上に利するために、中国はイノベーション主体の利便性を図り、また多くの国が意匠の保護を受けているハーグ協定に加盟することが必要とされている。しかも、ハーグ協定（1999年版）では、締約国には意匠の保護期間が最低15年とすることが求められている。中国の意匠権の保護を強化するために、中国が今後ハーグ協定に加盟する際のニーズに適応できるように、意匠権の保護期間を15年に延長することを提案する。

（十四）第四十六条に関する説明

専利の無効審判手続は、社会公衆が始動し、専利付与済みの専利に対する行政権利確定手続であり、専利審査手続の延長線上にある。専利復審委員会が、無効審判請求に対して審査を行う際、無効審判請求で指摘されていない瑕疵が見つかる可能性がある。不当な権利付与をより良く改め、専利の安定性の強化、並びに社会資源の節約、異なる当事者の異なる理由で、同一専利に対して無効審判請求が提出されることを避けるために、専利法において、専利復審委員会は、当事者が無効審判請求の中で提示した理由と証拠の審査を行う以外に、必要に応じて、専利権が専利法のその他の関連規定の事由に合致するか否かを審査することもでき、専利法実施細則において適用の具体的状況を明確にすることを提案する。

「専利権無効審判又は専利権維持の決定を下した後、国务院専利行政部門は適時登記及び公告を行わなければならない」という改正に関しては、草案第六十条の関連説明を参照すること。

（十五）第六十条に関する説明

1. 調停調書の効力の明確化

現行の専利法に基づき、地方知識産権局が専利権侵害紛争を処理する際、当事者の請求に応じ権利侵害賠償金額について調停を行うことができる。司法実践においては、行政調

調停書の執行力は弱く、一部の権利侵害者は賠償責任から逃れるため、故意に調停調書を履行せず、専利権者は民事訴訟を起こすほか術はない。この行為は、多くの行政法執行と司法裁判の資源を無駄にしているだけでなく、専利権侵害紛争の解決時間を引き延ばすことにもなる。「法治政府構築の強化に関する国务院の意見」では、「行政調停と人民調停、司法調停が連携するような大調停連携メカニズムの構築を促し、各種の調停主体の効果的なインタラクティブを実現し、調停業務を形成し力を合わせる」としている。改正後の「民事訴訟法」の関連する章節では、「調停調書案件を確認」と規定し、民事訴訟と調停の連携に手続法の根拠を提供する。行政の調停が専利紛争の解決を果たし、社会の矛盾を解消するよう十分に役割を果たすため、そして、行政調停調書の司法的確認と強制執行に明確な法的根拠を持たせるために、行政調停調書の司法確認と強制執行に明確な規定を設けることを提案する。

2. 行政法執行の強制措置の充実化

現行専利法の規定に基づき、地方の知識産権局が、権利侵害行為が成立したと認識した場合、権利侵害行為の停止を命じるほかない。司法実践においては、効果的な法執行方法がないため、事実がはっきりしている場合でも、権利侵害者は往々にして履行を拒む、又は履行の引き延ばしをする。人民法院の強制執行を申立てても、「権利侵害停止命令」の行政決定は操作可能で実質的な内容を持たないため執行自体が難しい状況にある。これに対して、商標、著作権侵害行為の処分の際には、権利侵害行為の即時停止命令の他に、権利侵害物品及び関連物等の没収、廃棄処分を行うことができる。法によって知的財産権行政部門に与えられたこれらの強制手段は、権利侵害者にとっては確実な抑止力となり、権利侵害行為を抑制でき、行政決定の効果的な執行を保障することができる。このため、直ちに権利侵害行為を停止させるため、商標法、著作権法を参照し、専利行政部門が、「権利侵害製品の没収、廃棄処分」等の強制手段を執行できると明確に規定することを提案する。その内、「権利侵害製品」には、権利侵害手段で直接得た製品も含まれる。

3. 集団による権利侵害行為、権利侵害行為の繰り返しに対する行政処分

2014年全国人民代表大会常務委員会法執行検査報告では、専利権の擁護には「時間の長さ、挙証の難しさ、コストの高さ、賠償金額の低さ」等の状況があり、企業が技術イノベーションを行ったり、専利制度を利用して自身の合法的權益を保護したりする意欲をそいでいると指摘されている。司法実践において、専利領域で権利侵害行為と知りながら集団による権利侵害行為、権利侵害行為の繰り返しは時として発生しており、一部地域では深刻な問題となっている。専利権者は一人だけの力では対処できず、対応することも難しい。このような行為は専利権者の民事權益を直接侵害するだけでなく、市場の秩序を乱し、イノベーション環境を壊し、公共利益を侵害している。これに対し、行政部門は積極的な介入を行い、権利侵害者の行政責任を追及し、専利権者の民事權利を保護する一方で、市場の秩序と公共利益を効果的に維持するほかない。専利法執行検査報告でも、専利法改正においては、「公共利益を著しく侵害している専利権侵害行為に対する法執行と取締りの強化」が明確に提案されている。これを受け、関連行政処分の追加を提案し、権利の集団的侵害、繰り返し侵害等が市場秩序を乱している故意による専利権侵害行為に対して、専利行政部門により取締り、権利侵害製品、専ら権利侵害製品の聖堂に用い、又は権利侵害方法に使用される部品、工具、金型、設備などの没収、廃棄処分、及び過料等の執行手段を執ることができることを規定することを提案する。これと関連して、現行専利法第四十七条も適切に改正する必要がある。

4. 無効審判請求の審査決定公告の後続手続の明確化

人民法院、専利行政部門と公衆が速やかに無効審判請求の審査決定公告の内容、及び權利の変更状況を掌握し、権利侵害紛争の解決周期を短縮するように、専利法においては、無効審判請求の審査決定が出された後、国务院専利行政部門は適時登記と公告を行い、無効請求の決定公告後、人民法院と専利行政部門は直ちに専利権侵害紛争の審理、又は処分をしなければならないと明確に規定することを提案する。

(十六) 第六十一条に関する説明

1. 専利権評価報告提出に関する要求

実用新案権と意匠権の授権水準の向上、権利の安定性の強化のため、専利法第33回改正時には、専利権評価報告制度に対してより一層の改善が行われた。司法実践において、専利権評価報告は、専利権侵害訴訟と行政処分案件の立案条件ではなく、また、提出しなければならない証拠でもないため、当事者が提出しなかったときでも、自らが不利になるような法的不利な結果を引き起こすことがないため、専利権評価報告は、権利侵害紛争においてそのなすべき役割を果たしていない。実用新案権と意匠権の付与には実体審査がなく、不安定があるため、その権利の行使にあっては一定の義務を付けなければならない。このため、案件の特別な事情によりなるべく早く審理、若しくは処分をしなければならないような状況、例えば短期の展覧会、展示会の出品物を除き、専利権評価報告は権利侵害紛争の審理と処分過程における提出必須証拠とし、当事者は正当な理由がなく提出しない場合、それに生じる不利な結果の責任を負わなければならないと規定することを提案する。

2. 賠償金額確定に関する証拠の提示責任

「挙証の難しさ」の問題は専利権擁護の中でも特に際立った問題である。専利権者が専利権侵害訴訟の過程で、賠償金額確定のための証拠の提示が難しい問題に対して、「民事訴訟法」の関連規定に基づき、「商標法」の関連内容を参照に、賠償金額確定に係る挙証規則の追加を行い、権利者がすでに挙証に尽力し、かつ権利侵害行為に関わる帳簿、資料を主として権利侵害者が掌握する状況において、人民法院は権利侵害者に権利侵害行為に関わる帳簿、資料を提供するよう命じることができる。権利侵害者が正当な理由がなく帳簿、資料を提供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張及び提供した証拠を参照し、権利侵害賠償金額を判定できると規定することを提案する。

(十七) 第六十三条に関する説明

「知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売の取締りに関わる法律制度の改正・改

善に係る取組計画」の要件に基づき、国务院法制弁公室は2012年、関連法令の中で過料金額の規定に対して整理を行い、改正案の統一を図った。專利詐称行為に対する処罰の度合いを高めるため、新しく改正された「商標法」の関連記述を参照し、本条項も関連の改正を行うことを提案する。

(十八) 第六十四条に関する説明

有形財産と異なり、專利權の客体は無形性であり、專利權侵害行為には極めて強い隠匿性があり、專利權侵害に関わる帳簿、資料、金型製造設備等の証拠は通常、權利侵害者が掌握し、專利權者は自らの力量のみに頼るだけでは、関連証拠の取得は往々にして難しく、專利權侵害案件の多くが「挙証の難しさ」に直面する。この問題を解決するために、「商標法」の関連規定を参照し、專利行政部門による專利權侵害案件への調査と証拠集めの方法を明確に規定することを提案する。

(十九) 第六十五条に関する説明

懲罰的賠償は、加害者が被害者に対し実際の損害額を超えた金額を支払う賠償であり、懲罰、補償等の機能を有する。現在、專利權侵害賠償では、「全面賠償原則（補填原則）」、即ち權利者が得た賠償は実質的な損失であり、賠償が実際の損失を超えることはないものである。しかし、專利權者の客体は無形であり、專利權の保護は有形財産の保護よりコストが高く、難易度も高いため、単に「全面賠償原則」だけを適用していたのでは專利權者の損失と權利擁護のコストを補うことに足ることにはならず、「裁判で勝っても損をした」という現象が普遍的となっている。この問題を解決するために、本条に人民法院は權利侵害行為の情状、規模、損害の悪影響などの要因に基づき、專利權を故意に侵害した行為に賠償金額を2倍から3倍程度に引き上げる関連規定を追加することを提案する。

(二十) 第七十一条（追加条項2）に関する説明

インターネット技術の急速な発展、電子商取引規模の拡大に伴い、ネット環境下で行われる專利權の侵害行為はますます多くなっており、專利權者の合法的權益及び市場秩序に大きな衝撃と影響を及ぼしている。司法実践において、大手電子商取引のプラットフォームでは毎年大量の專利權侵害紛争に関わるクレームが発生しているが、特定電気通信役務

提供者の法的責任と義務は今なお明確にされておらず、司法実践においては、「権利侵害責任法」の原則的な規定を適用するほかない。専利権侵害の判断の専門性と複雑性により、特定電気通信役務提供者はその果たすべき義務を正確に把握することはできず、効果的に専利権を保護することもできない。このため、「権利侵害責任法」で規定されている「通知—削除」の基本原則を遵守し、専利法では特定電気通信役務提供者の法的責任を明確にし、プロバイダーが能力に応じたより多くの法的義務を負うことを求めることを提案する。また、行政法執行の強みを生かし、迅速かつ利便性の高いネット専利紛争解決メカニズムを構築し、電子商取引領域での専利保護を強化し、良好な競争秩序を作り出すために、草案では、特定電気通信役務提供者が専利行政部門の決定を遂行し、専利権侵害行為の制止に係る義務について明確に規定することを提案する。

(二十一) 現行専利法第七十二条削除に関する説明

本条項削除の主な理由は、1つ目に、同条項の規定が現在の司法実践の状況と合っていないこと。1984年に専利法が制定されたときは、中国はまだ計画経済の時期にあり、絶対多数の機関にはそれに関連した上級主管部門があり、機関と発明者の職務発明紛争の多くは、行政手段で解決できていた。中国の社会主義市場経済の発展と成熟により、実際の状況は非常に大きな変化が起こり、同条項が規定する紛争解決の方法は、既に適用の礎を失い、「行政処分」も既に適用できなくなっている。2つ目に、職務発明に係る紛争の解決は今後の「職務発明条例」により規定を統一的に制定すること。現在の「職務発明条例草案」は、職務発明制度に対し細分化した規定であり、発明者と機関の権利義務の区分を明確にし、機関が条例規定に違反し、職務発明創造によらないものを略奪した場合の法的責任と紛争解決の方法を規定している。今後、条例が施行されるときには、職務発明に係る紛争は条例の関連規定に基づき解決を図るべきである。

(二十二) 第七十二条（追加条項3）に関する説明

現在、実践においては、多くの「闇代理」の現象が存在している。「闇代理」とは、国

務院専利行政部門の許可を得ず、営利目的で専利代理業務に従事している行為を指す。許可、審査を経ていないため、「闇代理」は代理業務に従事する能力・資格を有しておらず、代理サービスの質は保障されず、委託人の利益に危害を与える一方、法に基づき資格を得た専利代理機構と専利代理師にとっても不当な競争となり、専利代理業界の名声を傷つけ、正常な専利代理業界の秩序を乱すことになる。しかも、現在の専利に係る法令では「闇代理」への監督管理制度は設定されておらず、この種の違法行為の管理に対しては法的根拠を欠いている。

「行政許可法」と「行政処罰法」では、当事者が特定の活動に従事する場合、行政の許可を得なければならず、未許可の場合、行政処分を受けなければならない。このことから、「闇代理」に対しても行政処分を制定し、関連法律の規定に合致させる。海外の立法状況から見ても、専利代理制度を設立している米国、英国、フランス、イタリア、豪州、日本、インド、南アフリカ等の国、及び EU 等の地域は、法律上、未許可で専利代理に従事する行為は例外なく行政処分を受けると規定されており、韓国に至っては 5 年の拘禁刑となっている。

専利代理サービスは委託人の利益にも関係し、公衆利益と社会の正常な秩序にも影響を及ぼすため、専利法では、「闇代理」行為に対して明確な規制を行うべきである。中国の現状と結び付け、国内外の立法実践の経験を十分に参照にした上で、「闇代理」行為の規制に係る規定を追加することを提案する。

(二十三) 第七十六条（追加条項 4）に関する説明

専利の実施と活用は専利価値を実現する上での重要な方法である。しかし現在、中国の司法実践においては、専利技術の事業化率は高くなく、実施と活用の程度も低いといった問題が存在している。2014 年専利法執行検査報告では、専利の実施許諾の譲渡は余り活発ではなく、市場化の水準は低く、上場、合併買収、評価額資本組入、抵当融資等においては、専利などの無形資産の役割は十分に発揮されていない。一部地方の専利管理部門

の業務は専利出願での支援に重きを置き、専利の活用促進が軽んじられる現象も起きている。このため、専利法においては、「各級の専利行政部門は、専利の実施と活用を促さなければならない」と明確に規定し、立法面から専利の実施と活用促進を各級専利行政部門が遂行すべき職責であると明確にすることを提案する。

専利行政部門は専利の実施と活用促進方法としては、1つ目に専利情報の市場化サービスの奨励と規範化である。専利情報サービスに対するイノベーションの主体の個性化、多様化するニーズは、市場原理に基づいたサービス機関が提供しなければならない。政府部門は良好な市場秩序の構築と規範化、基礎データの提供などを通じて、市場化、専門化、国際化に対応した一連の専利情報サービス機関を育成し、イノベーションの主体に専利戦略計画、専利分析の事前警告、海外での権利擁護などの高次元のサービスを提供することができる。2つ目に、専利運営活動の奨励と規範化である。専利運営活動の具体的なモデルには、専利の実施許諾、譲渡、融資、産業化、評価額資本組入、パテントプールでの集積と運営等が含まれ、価値評価、エージェント及び専利分析サービスを網羅する。「国家的財産権戦略を深化させて実施する行動計画（2014～2020年）」では、「産業の特色のある全国専利運営と産業化サービスプラットフォームの構築」が提唱された。これを受け、各級専利行政部門は、専利運営活動の奨励と規範化、専利の実施と活用促進に対して施策を講じる責任がある。

（二十四）第七十八条（追加条項5）に関する説明

職務発明者のイノベーションと実施の意欲を十分に発揮し、国有の高等教育機関と研究所の専利の実施を促すため、草案では、機関が合理的期間内に専利の実施が行われていない状況では、発明者は機関と協議の上、発明者が同職務発明創造の実施を行い、かつ発明者の受益権は保障される。同方案は国有の研究機関、高等教育機関の職務成果の転化に潜む問題解決に向けたものであり、機関と発明者が協議する権利の付与を通じて、法的レベルから現行の体制のしがらみを解消し、発明者の収益の保障を通じて、発明者が実施を行

う意欲を引き出すものである。

(二十五) 第七十九条から第八十条（追加条項6～8）に関する説明

2014年全国専利調査結果に基づくと、2013年末時点で、高等教育機関が有する有効専利の実施率は14.6%、研究機関は39.7%であった。中国の専利活用の効果が理想的でない原因は、専利取引市場が未熟であり、市場信用体系が整備されておらず、専利の需給情報が不均衡であるなど、多岐にわたる。一部の専利権者が費用負担不可により、展示会に参加したり、その他の効果的チャンネルを介してその専利を紹介したりすることができない。このため、シーズとニーズのマッチング体制の構築が必要であり、専利実施許諾需要情報開示メカニズムの構築が必要である。この点に関しては、英国、ドイツ等の先進国、及びタイ王国などの発展途上国にも、実施許諾用意制度がある。即ち、専利権者の意志に従い、実施許諾用意の声明を出し、許諾の意向を示し、いかなる者に対しても公平な許諾を承諾することができるものである。

実施許諾用意制度の優れている点は、1つ目に、実施許諾用意の声明制度は専利に対して開放使用のラベルを貼り、専利登記リストと専利が含んでいるその他の情報を同一伝達することで、専利技術の需給双方のマッチングを促すことに資するものである。とりわけ高等教育機関、研究機関の専利の伝達と活用などに有利である。2つ目に、需要側は、公平、合理的、無差別の使用料と簡便な方法で専利の実施許諾を得ることができ、許諾交渉の難易度を下げ、専利の実施許諾に係る取引コストの大幅な削減となり、被許諾者の専利実施意思の向上につながり、企業、特に中小企業による専利の発掘・実施にプラスに働く。

3つ目は、専利の取引・許諾関連情報の開示と伝達メカニズムの構築である。専利権者と公衆で専利の実施若しくは普及応用プラットフォームの構築ができ、専利取引における専利の状態に関わる法的リスクを効果的に低減することができる。開放専利と許諾の大きな違いは、開放専利の承諾側は、いかなる被許諾側も許諾請求を拒むことはできない点にある。草案では、中国は外国の方法を参照し、中国の国情に合った開放専利制度を創設する

ことを提案する。

追加条項 6 は、実施許諾用意の声明の提出と撤回に及ぶ。実施許諾用意の声明及びその撤回はいずれも書面にて国務院専利行政部門に提出する必要がある。実用新案権と意匠権の実体審査が行われていないことを鑑み、潜在的な被許諾者が専利権の状態を理解しやすくするために、実用新案権、意匠権について、実施許諾用意の声明を出す場合、専利権評価報告書を提供しなければならないと規定する。被許諾者の利益を保護するため、専利権者は実施許諾用意の声明を撤回する場合、先行被許諾者の権益に影響を及ぼさない。

追加条項 7 は実施許諾用意の専利権者と被許諾者の権利と義務に及ぶ。いかなる者も実施許諾用意の実施を希望する場合、書面により、専利権者に通知した上で、使用料を支払わなければならない。専利権者が実施許諾用意の声明を出す場合、いかなる者にその専利の実施を許諾することを意味し、独占的実施許諾又は排他的実施許諾によって、その他の者がその専利を実施することを許諾してはならない。同様に、その他の者が許諾を得ずにその専利を実施した場合、専利権者は訴訟前の仮差止命令を請求してはならない。

追加条項 8 は開放専利紛争の解決に及ぶ。この種類の紛争と国務院専利行政部門の管理活動は密接に関連しており、高い専門性を有しているため、国務院専利行政部門が判決を下すことが望ましい。当事者は、当該判決に不服がある場合、判決通知書受領日から起算して 15 日以内に人民法院に提訴することができる。

(二十六) 第八十二条 (追加条項 9) に関する説明

標準と専利との関係をうまく処理することは、先進技術の普及と事業化の促進、関連産業の発展の推進、専利権者と標準実施者と消費者各方の利益保護にとって重要な意義を有する。標準の制定に参加した専利権者が標準制定の過程において信義誠実の原則を遵守すべきで、自己が有する標準必須専利をできる限り合理的に開示する。標準の制定に参加した専利権者が標準制定の過程において、その者が有する標準必須専利を開示せず、この者が有する専利技術を標準に採り入れ、標準の承認後、標準実施者に対して、「脅迫」手段を使って、標準実施者と消費者の利益を損害することを防止するために、専利法ではこの種の行為を規制する必要がある。

専利権者、標準実施者及び消費者の利益の均衡を図るため、国内外の司法実践を踏まえ、草案では、標準必須専利の実施を黙示的に許諾する制度、即ち標準制定に参加した専利権

者が標準制定の過程において、その者が有する標準必須特許を開示しない場合、同標準実施者に対してその特許技術の実施を許諾したと見なし、この状況において、特許権者は、標準実施者に対してその標準必須特許侵害の訴えを起こす権利はない。しかし、黙示的許諾は無料許諾と同等ではなく、特許権者は、依然として標準実施者に対して合理的な使用料の納付を求める権利は有する。使用料の額は特許権者が一方的に決めることはできず、当事者間の協議によるものである。双方が合意に達しない場合、地方人民政府特許行政部門が判決を下す。判決に不服がある場合、人民法院に提訴することができる。

(二十七) 第八十三条 (追加条項 10) に関わる説明

特許権の質権は特許活用の重要な形式である。特許権の質権は、特許権を最大限に発掘・利用し、その担保債権、資金融通機能を実現し、企業、とりわけ中小企業が従来の抵当物での融資不足の問題を効果的に解決することができ、企業の融資ルートを開拓することは、中小企業のイノベーションの発展環境改善に積極的な役割を果たす。中国の現行の特許法では、特許の質権に関わる法律の条項は設定されていない。特許法実施細則は、「特許権の質権設定は、質権設定者と質権者が共同で国务院の特許行政部門に質権設定登記を行う」とのみ規定されているが、質権保障に係る規定はない。

中国の特許質権融資の急速な発展に伴い、特許権の質権設定行為に対する規範の強化が必要となり、今後の紛争及び不履行によって質権者の利益損失を避ける必要がある。草案では、現行の特許法実施細則では、質権設定登記の発効条項を特許法レベルに引き上げ、質権設定登記の法的位置づけを明確にすることを提案する。また、債権保障を強化し、質権の存続期間を明確にし、質権者は質権が設定された特許権の保全権利を有し、質権が設定された特許権の価値が著しく低下したとき、質権者は、質権設定者に対し、別の担保の提供又は担保物の追加を要請することができる。質権設定者が別の担保を提供しない場合、質権者は、当該質権を設定された特許について処置を下すことができることを提案する。

(二十八) 第八十五条 (追加条項 11) に関する説明

業界団体は専利代行業界の自主規制組織であり、業界の管理、組織、発展などに重要な役割を担っている。しかし、専利代理に関わる現行法令はいずれも専利代理業界団体に対して特別に規定したのではなく、団体協の法的位置づけは不明確であり、自主規制機能に関しても法的保障はなく、業界団体が専利代理業界の自主管理における合法性、正当性と權威性に影響を及ぼしている。

中国の立法実践においては、「律師法（弁護士法）」「登録（公認）會計士法」ではいずれも専用の章節を設け関連する業界団体を規定し、その業界の自主規制管理の機能を付与する一方、業務従事者の団体への加入を義務付けると明確に求めている。新たに改正された「商標法」もまた、商標代理業界の組織の職責及びその会員管理責任について明確に規定している。日本、ドイツ、英国、フランス、韓国、及び中国の台湾地区等はいずれも法律では、専利代理師の業界団体への加入を義務付けるとする。

このため、中国の専利代理業界の現状及び発展ニーズを結び付け、国内外の立法実践を参照し、本条項の新規追加をもって、専利代理業界の自主規制組織の法的位置づけ、性質、及びそれらと國務院専利行政部門との関係を明確にし、専利代理師及び専利代理機関に対する業界団体の管理職責を明確にし、団体による業界の自主規制の実施に資する法的根拠を設定し、専利代理業界の発展を促すことを規定することを提案する。

（二十九） その他の改正に関する説明

草案では、現行の専利法第四十七条と第七十三条の関連記述に適切な改正を加え、関連条文の順序に対して、相応の調整を行った。